

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年五月二十三日

参議院外交防衛委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、防衛庁における契約業務については、透明性を確保するとともに、監査機能を強化徹底し、業務の適正化に努めること。

二、陸上自衛隊中央即応集団の運用については、その機動性、迅速性が十分確保されるよう努めること。

三、国際活動教育隊に対しては、国際平和協力活動の重要性にかんがみ、我が国が同活動に主体的・積極的に取り組むための礎を築くべく支援を図ること。

四、施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確立を図ること。

五、在日米軍の再編を実施するに当たっては、過重な負担を実質的に軽減していくため、地元の住民・自治体の意思を十分に尊重しつつ、丁寧な説明と徹底的な話し合いを尽くすとともに、厳しい財政事情にかんが

み、経費の節減に努めること。

六、地方協力本部は、国民保護・災害対策の重要性にかんがみ、地方公共団体等との協力関係を深めるための活動に努めること。

七、情報流出事案については、防衛庁が我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とした組織であることにかんがみ、情報保全体制の再点検を行い、再発防止に努めること。

八、防衛庁・自衛隊をめぐる薬物使用、防衛施設庁入札談合、情報流出などの不祥事が続発していることにかんがみ、隊員の一層の綱紀肅正に努めること。

右決議する。